

OCC学生広告賞 2012

「賞金は出ませんが、履歴書には書けます。」

◎作品募集のお知らせ

大阪コピーライターズ・クラブ(略称/OCC)は、1955年に発足した日本で最も古い歴史を持つコピーライターズ・クラブです。当クラブの目的は、広告技術の質的向上と、広告制作に携わる会員の親睦をはかること。活動の内容は、OCCサロン(会員の相互啓発の場)の実施、そして毎年、前年度に制作された広告作品をコピーライターの視点で選ぶOCC賞の選定、その優秀作で編まれた年鑑の発行などです。会員は、広告会社、広告制作会社、フリーランスなどのコピーライター・広告制作者、そして企業の宣伝部スタッフと幅広く構成され、現在144名が参加しています。

OCCは広告クリエイターをめざす学生を応援します。

「広告で関西を元気に!」を標榜する私たちOCCは、学生を対象にしたグラフィック広告のクリエイティブコンテスト「OCC学生広告賞 2012」を実施しています。クリエイターを目指す学生のみならず、広告の制作・発表の機会を設け、広告を作る面白さを体験してもらおうと同時に、優秀な人材の芽、出る杭を発見できればと考えています。また、それが関西の広告業界の活性につながると信じています。「将来、広告業界を目指している」「広告づくりに興味がある」「面白い広告をつくってみたい」など、そんな学生の方ならどなたでも応募資格があります。“最近の広告はつまらない、私が、俺が、いっちょオモロイものをつくらせ!”という若い才能を開花させていただけることを願っています。たくさんのご応募をお待ちしています。

■ 課題 (詳細はホームページ <http://www.occ.gr.jp/> をご参照ください。)

「朝日新聞」

若い世代の人たちに、朝日新聞を身近に感じてもらうためのグラフィック広告を制作してください。新聞広告、ポスター、フライヤーなど、印刷媒体での広告を想定してください。媒体の選定は自由です。

■ 提出作品点数

おひとり何点でも応募可能です。またグループでのエントリーもOKです。

■ 応募資格

大学・大学院・短期大学・専門学校、高校の現役学生

■ 賞

グランプリ・準グランプリ/入選若干名

■ 審査委員

OCC会員/朝日新聞社広告局

■ 審査基準

新しい切り口、斬新な切り口、面白い切り口のコピー、デザイン、広告表現を期待しています。

■ 作品応募先

〒550-0015 大阪市西区南堀江1-14-26 中澤唐木ビル4F OCC事務局 宛

■ 応募締切

2012年6月28日(木)、29日(金)の2日間。

受け付け時間: 各日とも10:00~17:00まで。

郵送・宅配便もしくはOCC事務局に直接搬入してください。

・郵送・宅配便の場合: 上記期間必着をお願いします。[6月29日(金)必着]

・持ち込みの場合: 上記期間中に直接搬入してください。

■ 結果発表

OCCホームページ(<http://www.occ.gr.jp/>)上で8月頃に発表いたします。

また入賞された代表者の方には、郵送かメールにてご連絡を差し上げます。

連絡先を応募用紙に必ず記入してください。

■ 入賞作品発表会・表彰式

OCC賞贈賞式にて、2012年OCC賞各賞の受賞者と同じ式典で贈賞します。

入賞者名および一部の入賞作品は、2012年秋に発行するOCC年鑑2012年版に掲載されます。

■ 応募方法

応募手数料、参加費は無料です。

①ホームページ(<http://www.occ.gr.jp/>)のOCC学生広告賞応募サイトにアクセスして、

必要事項を入力の上エントリーしてください。[締切:6月29日(金)]

②上記のサイトから応募用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上作品に添付して搬入してください。(郵送・宅配便可)

※応募作品はボード貼りにしてください。但し、応募作品は返却いたしませんので、ご注意ください。

※朝日新聞のロゴが必要な場合は、OCCのホームページからダウンロードしてください。但し、使用する場合、

ロゴマニュアルの規定に従って使用してください。

※応募は、オリジナルで未発表の作品に限ります。作品の審査は独創性を最優先します。

※入賞者には後日、スタッフリストと作品のJPEGデータの提出をお願いします。

作品中で著作権・肖像権・個人のプライバシー等の権利侵害の無いようご注意ください。

以下のような作品は評価できませんので、予めご了承ください。

①他のコンテストに応募・出品のものと同ーまたは類似の場合。

②他者の著作物を模倣もしくは転写したものなど、オリジナリティの認められないもの。

③他者の著作権、著作人格権、商標権、肖像権、パブリシティ権、名誉・プライバシー

その他の権利を侵害する場合。その他、法令等に反する内容を含む作品。

④社会通念上、公序良俗に反する内容を含むなど広告として不適切な作品。

応募の作品が上記に該当するとOCCが判断した場合、審査の対象から除外します。

必要な権利処理は、以下に従って事前に済ませておいてください。

他者の著作物などを使う場合は予め許可証を用意してください。

●著作物や肖像、商標や商号など、他者が権利を有するものを作品に使う場合は、権利者から事前に許可証を得てからご応募ください。許可証は書式は問いませんが、権利者が下記(a)(b)(c)に定める各事項に同意のうえで応募者に許可を与えたことを証明する内容の書面としてください。OCCから要望があれば速やかに提出してください。

[権利者の同意が必要な事項]

(a)OCC学生広告賞への応募に利用すること。

(b)応募作品は、受賞作展示やOCC年鑑への掲載の場合があること。

(c)入賞した場合、その作品の著作権はOCCに帰属するとともに、OCCが制作、発行する年鑑やその他媒体、もしくはOCC学生広告賞を紹介する他社の媒体などで掲載・利用されること。

[許可が必要な権利者の例]

(イ) 著作者、著作権者、商標権者、肖像権者など、応募作に利用した素材や作品に権利を有する者。

(ロ) 応募作に利用した素材や作品を、応募者に貸し出した所蔵者(フィルムライブラリーなど)。

但し、所蔵者と権利者が異なる場合は、所蔵者と権利者双方の許可が必要です。

●作品が入賞内定した場合、作品を構成する素材に応じて次の物を提出してください。

<写真の場合> オリジナルのデジタルデータもしくはポジまたはネガ。

<イラストの場合> 作画するにあたり参考にした資料・原画等。

[注意]

●公表された既存の著作物(他のコンテストの受賞作品を含みますが、これに限りません)における創作的な表現(利用素材の選択、構図、描写等を含みますが、これに限りません)の全部もしくは一部と同一性が認められる作品は、前述の②③に該当するものとして扱われることがあります。他者の著作物をもとにした作品でも、[(A)作品に取り入れる必然がある(B)応募者独自の創造性が表現された結果、新たに制作された作品が元の作品とは異なるオリジナリティを持っている]と認められた場合などは、審査対象となりますが、他者の著作権等の権利にふれる場合は、権利処理が必要です。パロディ等の手法による作品は、特にこの点に注意してください。●雑誌の表紙なども権利者に無断で使用することはできません。●肖像権やパブリシティ権の問題が生じないように、各国の王室、元首、タレント、スポーツ選手などの有名人の写真はもとより、一般人が写っている写真を使う場合でも、必要な権利処理を済ませてください。●課題用に提供されるものを除き、商標商号を権利者に無断で使用することはできません。●各国旗をネガティブに使用することはできません。※無断で使用したことによる他者の権利を侵害した場合は、応募者にその責任を負っていただくこととなります。※すべての応募作品の著作権は主催者(OCC/朝日新聞社広告局)に帰属します。

■主催

大阪コピーライターズ・クラブ
朝日新聞社広告局

■お問い合わせ(メールのみ)

mail@occ.gr.jp